

# グリーンイノベーション実現に向けたシステム改革等の対応方針

(中間取りまとめ)

平成 24 年 12 月

グリーンイノベーション戦略協議会

## 1. 検討の背景

第 4 期科学技術基本計画に基づいて、総合科学技術会議に設置されたグリーンイノベーション戦略協議会（以下、「協議会」という）では、グリーンイノベーションに係る平成 25 年度アクションプラン（以下、「アクションプラン」という）を策定するとともに、グリーンイノベーション実現に向けたシステム改革等について検討を行った。

我が国では、東日本大震災を契機とした原子力発電の位置付けについて見直しを行っているなか、アクションプランで掲げた目指すべき社会「豊かで活力のある持続可能な成長を実現するエネルギー・環境先進社会」の実現に向けては、従前にも増して環境・エネルギー問題に貢献する技術を総動員する必要がある。そのためには、産学官の多様なアイデア・開発意欲を引き出すとともに、その成果を社会に定着させる様々な仕組みの改革・構築が不可欠である。

一方、限られた財源の中では効率的な財源投入が必要との認識に立ち、協議会では、数多くの論点の中から「グリーンイノベーション実現に向けた国費投入のあり方」について焦点を当てて纏めた。

## 2. 改革すべき点（問題の所在）

グリーンイノベーションを実現し社会へ実装するための国費投入のあり方を検討するなか、基礎的な研究開発から産業化に至る各ステージにおける問題点を以下に整理した。

### ○出口志向の研究開発を成立させるに当たっての問題点

- ・ 研究開発事業の政策意図に対する周知が不十分なため、また、現場研究者の評価制度が出口志向ではない場合があるため、現場研究者が科学技術イノベーションを通じて社会の恩恵や便益、あるいは地球規模での環境保全に貢献するという意識が希薄である。
- ・ 事業化・産業化に向けた異分野との連携や省庁連携が不十分である。

### ○事業化に至る確率を向上させるに当たっての問題点

- ・ 事業化に向けては、当初設計通りにはいかないことが多々あるという中長期的な視野が欠落しているため、産学等から起業を目指す人が失敗を恐れずチャレンジするための環境整備やモチベーションを維持・向上するための支援が不十分である。

- ・ベンチャー企業等を育成支援する活動主体に対する支援等、事業化のための研究開発だけではなく、事業化そのものへの取組に対する支援が不十分である。

#### ○産業化・社会への定着の達成と成長を支援するに当たっての問題点

- ・事業化はしたものの事業環境（規制・制度、インフラ等）が整備されていないことにより市場に定着しない、成長が継続しないことへの対策が不十分である。
- ・国による事業化初期の導入支援策はあるが、個別対応・縦割り対応的なものが多く、十分な効果を発揮していない。

その他、社会実装に向けた全てのステージを通じた問題点として、以下に整理する。

- ・プログラム／プロジェクトマネジメントに対する権限等の位置付けが不明確であり、かつ、マネジメントに対する資金提供が不十分である。同時に、プログラム／プロジェクトマネージャーを育成支援するための取組が不十分である。
- ・プログラム／プロジェクトを専任で評価する組織等がなく、財源投入の有効性・効率性等に対する評価が不十分である。
- ・客観的根拠を収集・考察し、戦略を検討する公的なシンクタンク機能が不十分である。

### 3. 対応方針

グリーンイノベーションを実現し、それを社会実装することで国民が恩恵を享受できる社会の実現に向けて、組織や運用を改革するとともに、シーズとニーズの連携を深め社会実装までを一気通貫で強力に推進するために有効と考える、「課題達成型プログラムの戦略的な立案と推進」及び「グリーンイノベーションの創出を目指す起業家支援の推進」を国費投入における一つの「柱」として提言する。

#### (1) 課題達成型プログラムの戦略的な立案と推進

政策課題に対して、研究開発現場等に政策的な意思を周知しながら強力なプログラムディレクターの下で産学官、府省、分野及び業種の枠を超えて、かつ、基礎的な研究段階から社会実装までシームレスに取り組むための機能も備えた先導的なプログラムの創設について検討すべきである。

なお、検討に当たっては、以下に挙げる観点も考慮することが必要である。

- ・国として取り組むべきテーマ・戦略を産官学の知見を結集して立案するとともにプログラム運営を担う推進機能の整備とそれを支えるシンクタンク機能等の検討体制の整備。
- ・プログラムディレクター等のモチベーションを引き出す責任・権限体制とその支援組織及び客観的な評価システムの整備。
- ・プログラムの政策的な目的と意義が現場研究者に継続的に認識される仕組みの整備。

- ・ 社会実装と実装後の成長の基盤となる規制・制度及びインフラ整備等に対する支援方法の整備。

## (2) グリーンイノベーションの創出を目指す起業家支援の推進

多様なアイデア・開発意欲を持つベンチャー企業等のチャレンジを支援し社会実装に結びつけるため、国が民間の活力を最大限に取込みながら支援する方策について検討すべきである。

なお、検討に当たっては、以下に挙げる観点も考慮することが必要である。

- ・ 国からの積極的な投資等の支援により民間からの投資を活性化する仕組み<sup>\*1</sup>の整備。
- ・ ベンチャーキャピタル等のマネジメント等に関するノウハウを活用する仕組みの整備。
- ・ 海外機関との連携等、国際的な視点から競争力を向上させる仕組みの整備。
- ・ ベンチャー企業等が国のプログラム・プロジェクトへ積極的に参画できる仕組み<sup>\*2</sup>の整備。

## 4. おわりに

検討の背景にも記したように、グリーンイノベーションの実現及びその社会実装のためには様々な仕組みの改革・構築が不可欠である。しかしながら、本対応方針を検討するにおいて時間的制約から全ての課題について十分な検討を行うことは困難であったため、更なる詳細な検討課題については、協議会において引き続き検討を進める。

以 上

(補足)

- ※1 第4期科学技術基本計画（平成23年8月19日 閣議決定）においても、ベンチャー活動の活性化を図るため、リスクマネーがより効果的に提供される仕組みを強化するとされている。例えば、民間側のリスクが軽減されながら、研究成果を事業化する可能性の高い分野に資金を投入するため、民間と国の出資比率について国の割合を上げるとともに、国の出資分については、民間が買い取ることが可能とする仕組みの導入も考えられる。
  
- ※2 第4期科学技術基本計画（平成23年8月19日 閣議決定）においても、**SBIR(Small Business Innovation Research)**における多段階選抜方式の導入を推進するとされている。例えば、研究開発予算の一定割合を **SBIR** 用に確保することや、米国での成功例を参考とした3段階選抜方式の **SBIR** を導入することが考えられる。